

令和元年度通級による指導実施状況調査要領

1 調査期日

令和元年5月1日現在

2 調査対象

国立・公立・私立の小学校（義務教育学校前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。中等教育学校後期課程を含む。）

3 調査方法

(1) 下記のとおり、各自治体・学校へ配布

【国立】 国立大学法人を經由して各学校

【公立】 都道府県教育委員会、市区町村（指定都市含む）教育委員会を經由して各学校

※教育委員会において数値を把握している場合、学校への配布は不要。

【私立】 都道府県私立学校主管部課を經由して各学校

(2) 各学校は、Excel ファイル中、「1. (学校用)R1 調査票」シートに回答し、「2. R1 集計用シート」と併せて以下へ提出。

【国立】 設置者の国立大学法人へ提出

【公立】 設置者の都道府県・市区町村（教育委員会主管課）へ提出

【私立】 所管の都道府県（私立学校主管部課）へ提出

(3) 各管理機関においては、以下の流れで集計、提出。

【国立】

国立大学法人は、各学校から提出された「2. R1 集計用シート」の回答について、「3-1. (国立大学法人用)R1 集計用シート」に貼り付け、集計した上で、同シート（3-1.）を文部科学省へ提出。

【公立】

① 市区町村教育委員会（指定都市含む）は、各学校から提出された「2. R1 集計用シート」の回答について、「3-3. (市区町村教委用)R1 集計用シート」に貼り付け、集計した上で、同シート（3-3.）を都道府県教育委員会主管課へ提出。

※教育委員会において、数値を把握している場合は、学校に配布せず、3-3. に回答の上、都道府県教育委員会主管課へ提出。

② 都道府県教育委員会は、

(i) 設置する各学校から提出された「2. R1 集計用シート」の回答について、「3-2. (都道府県教委用)R1 集計用シート」に貼り付け。

※教育委員会において、数値を把握している場合は、学校に配布せず、3-2. に回答。

(ii) (i)の回答及び、市区町村（指定都市含む）から提出のあった3-3. のシートの内容について、「4. (都道府県教委用)R1 全体集計用シート」に貼り付け、集計した上で、以下の3シートを文部科学省へ提出。

・「3-2. (都道府県教委用)R1 集計用シート」

・「4. (都道府県教委用)R1 全体集計用シート」

・「5. 集計結果」

【私立】

都道府県私立学校主管部課は、所管する各学校から提出された「2.H30 集計用シート」の回答について、「3-4.(都道府県私学主管課用)H30 集計用シート」に貼り付け、集計した上で、同シート(3-4.)を文部科学省へ提出。

4 提出期限及び提出方法

令和元年7月31日(水)

※電子メールにより提出してください。

提出先：kisokan@mext.go.jp

件名・ファイル名ともに、貴都道府県名又は国立大学法人名を記載するようにしてください。

例) 件名：「【国立大学法人名】R1 通級調査票」

「【〇〇県(公立)】R1 通級調査票」

「【〇〇県(私立)】R1 通級調査票」

ファイル名：「【国立大学法人名】R1 通級調査票」

「【〇〇県(公立)】R1 通級調査票」

「【〇〇県(私立)】R1 通級調査票」

5 集計結果の公表

以下の集計結果について通知するとともに、文部科学省のホームページに掲載することとしています。

公立学校 …全国集計、都道府県別集計結果を公表

国立・私立学校…全国集計結果のみを公表

6 留意点

通級による指導実施状況調査は、各都道府県教育委員会に対して依頼しておりますので、指定都市を含む道府県教育委員会は、指定都市を含めて調査してください。

調査項目1について

- ・「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施する形態をいいます。

※通常の学級において配慮を受けているのみの場合は含みません。

学校教育法施行規則

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十四条（第百八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

- ・「通級による指導」を受けている全ての児童生徒数を記入してください。なお、ダブルカウントを防ぐため、回答を作成するのは、「通級による指導」を受けている児童生徒が在籍する学校のみとしてください。

(例) A学校の児童がB学校で通級による指導を受けている場合、A学校が計上し、B学校は計上しない。

- ・高等学校等については、通信制課程も含みます。
- ・「通級による指導」において障害種を分けずに実施している場合は、児童生徒の在籍する学校が主障害を判断して、該当する障害種別にカウントしてください。